

戦後教育資料

VI  
6

昭和二十三年一月

日本における高等教育の再編成



上野 45

6-4  
6

文

部

省

VI - 6



目次

一、緒言	一
二、新學制への轉換の根據	三
三、新制大學の性格	五
四、新制大學への入學	八
五、大學の學科課程	三
六、學校一覽及び助言制度	三
七、大學基準	五
八、大學の設置認可と大學設置委員會	七
九、大學の基準適用による資格判定	三〇

## 緒言

日本における學校教育制度は明治四年以來幾度も變遷して來た。明治二十三年に明治憲法が實施せられ教育勅語が發布せられてからは、教育の諸制度がその根本を是等兩者において來たことは當然であつて、諸制度を一貫して傳統的歴史主義と君臣和合一體の國家主義とがその基調となつてゐた。然るに今や吾々は日本を眞に文化的な國家として、再建するための最も基本的な改革として、明治憲法を改めて日本國憲法を確定した。又、この憲法の精神に則つて教育基本法を制定した。この度の學制改革は、實にこの根本的な變革に伴うものであつて、從來の制度改正とは全く趣を異にする。この未曾有の精神革命を實現するためには、根本において教育の力にまつべきものであり、そのための教育制度の刷新は日本國民に課せられた至上命令なのである。從來の教育は國家の必要と教育の目的との不完全な概念の上に立つてゐたが、今、吾々は民主的な文化的な國家を建設して世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする。個人の尊嚴を重んじ、人格としての自覺人類の一員としての教養を志し、眞理と平和を希求する人間の育成を期してその普及徹底に邁進しなければならぬ。この度の制度改正はこの要求を満さんためであり、これこそ再

編成の根本理念でなければならぬ。

一國の文化向上のために大學がいかなる位置を占めるか、ましてや文化國家として立つべき今後の日本においてそれが如何に重要なものであるかは殆ど言を要しない所である。國民全般の教養を高める事は文化國家たる最も重要な要素であるが、大學はその知性の豊かな源泉となるであろう。國民が何が眞理であり何が道徳であるかを求める時にその灯をかりけることもまた大學の一つの使命であろう。各大學で行はれる科學的な専門的な諸研究とその應用とはまた國民生活の福祉に貢献することが多いであろう。そして是等の事は大學の機構の改善と充實とに俟たねばならないのである。然しながら又一方國家財政の現状から考えれば高等教育の急速な且つ完全な轉換が如何に困難であるかも亦言を要しない所であつて、全國の數百に及ぶ高等専門學校が、今もし假にそれ／＼その重要性を主張して皆完全な四年制大學にならうとすれば、數百億の豫算を以てしても尙十分とは云えないであろう。

是がために教育刷新委員會は、新制度の大學は四年制を原則とする事を再確認した上で、現有の設備その他が不十分で直ちに四年制の大學を完成することのできない 學校には、暫定措置として三年制の大學を作ること認めていたのであつて、大學設置委員會でも、恐らくその趣旨を

汲み、まず設備や教授の充實しているもの、或は最も急を要すると考えられるものから、漸を遂つて四年制の大學となる様に勧告するであろうし、或る場合には數校が相寄り相補つて一つの大學を作るといふことも考えられるであらう。然し吾々はこの際に總ての學校が一舉に四年制の大學になれない事を嘆くよりはむしろ敗戦の現實のさ中にあつて、尙且つ教育制度の刷新に着手し高等教育の改善を實施できることを感謝しなければならぬのである。

この冊子には新制大學の一つの標準を示すことを主とし、その暫定措置及び轉換の型態方式等については第二輯以下に詳説するつもりである。

## 二 新學制へ轉換の根據

學校教育法が施行せられて舊制の大學令をはじめ高等學校令・專門學校令・師範教育令等は廢止せられたので、今後舊制の高等諸學校は設立できなくなつたが、學校教育法施行の際現に存する舊制の學校は當分そのまま存續することができし、その廢止の時期は明示されていない。實際複雑な高等教育の制度を十分の準備期間なしに新制度に切りかえることは甚だ困難であり、且つ現在の國家財政の狀態において所謂拙速の處置を講ずることは、却つて高等教育を改悪することも

懸念せられる。また舊制度の學校に在學する者で現在の制度のままで卒業したい希望を抱く者も少なくないと考えられるから、是等の生徒が卒業する時期までは舊制度の學校も經過的に残る事になるであらう。(舊高等専門諸學校は昭和二十六年三月迄、舊大學は昭和二十九年三月迄)然し法律制定の趣旨から考えて、なるべく早く新制度に轉換すべきであることは言うまでもない。

一方事實的には、學校教育法の施行と同時に、舊制の國民學校は新制の小學校に、舊制中學校の第二第三學年生は新制中學校にそれぞれ移行し、残る中學四年五年の生徒も二十三年三月には新制高等學校に轉換して三ヶ學年を完成することになるので、昭和二十四年の三月には是等新制高等學校の第一回卒業生が新制大學に進む運びになる。即ち昭和二十四年四月には少くとも新制大學が第一學年の學生を迎え入れる準備ができていなければならないのである。

この様にして舊制高等諸學校は法律的にも事實的にも新制度の學校に轉換しなければならないが、そればかりでなく新制度の大學には次章に述べる様に、その性格の中にその特長の故になるべく早く學生をこの制度の下に修學せしむべき轉換の根據を内在的に持つていたのである。従つて全國の舊制大學並に高等専門學校は、それら明らかな希望と抱負とをもつて、如何にして新しい制度の大學としての機能を果さうかと構想を練り準備を進めていたのである。

### 三、新制大學の性格

新制度の大學は學術の中心として廣く知識を授けるとともに深く専門の學藝を教授研究し、知的・道徳的及び應用的能力を展開させることを目的としている。換言すれば新制の大學は學生に對しては廣く學術のすぐれた知識と方法とを授け、専門的訓練によつて男女の學生に世界の仕事に参加する準備をなさしめ、又將來の職業的訓練又は大學院における更に進んだ研究のために基礎を與える機關だといふことができる。

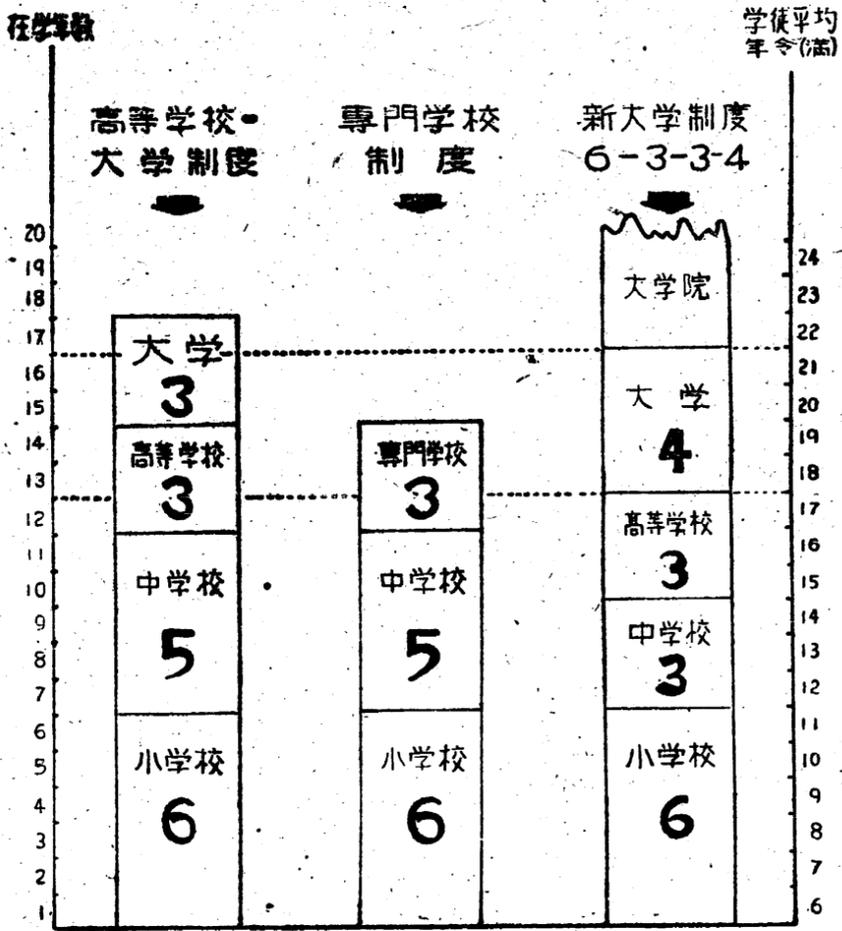
新制大學の一つの特長は一般教養の重視せられる事である。専門的な狭い分野に入る前に社會科學・人文科學・自然科學の廣い基本的な科目を學ぶ事は廣い世界を自由にとらわれない立場で眺め人生觀世界觀を確立するために最も大切な事である。人格を完成することも國家社會の健康な形成者となる事もこの様な教養を俟つて完きを得るのである。又専門的な研究の廣い基礎を確保するためにも不可缺の準備なのである。從來の専門學校においてはこの點に缺ける所があつたが、多くの専門學校が新制の大學に轉換するに際してこの一般教養の講座を豊かに持つことは、この再編成の一つの大きな收穫といふ事ができよう。

次に新制大學においては職業的な訓練が學問研究のための準備と同様に重視せられる事もまた一つの特長である。従来日本の大學においては、実際には多數の學生が職業を得るために學んでいたにも拘らず、その本来の目的は學術の研究にあるのであつて、職業的訓練を施すのは専門學校の任務であるとして職業教育を輕視して來たが、一體、建築、醫學、齒學、藥學、工學、商業教育、家政、經濟、法律、新聞、社會事業、宗教指導等は大學教育を必要とする職業の分野なのである。新制度の大學に入學する多くの學生の目的は、四年制大學程度のもので完成するにせよ、又上級の職業科における補修の仕事によつて完成するにせよ、いずれにしても職業につくための訓練を受けるにある。そのためには實際生活に即した職業のために重點をおき、特定の職業上の分野における最もよい方法と實行とを體得させて常に最も高い學力を備えている様に訓練されていなければならない。又大學は職業的或は職業準備的訓練のために學科課程を編成する場合に、大學基準協會だとかその他職業團體だとかの發表する職業につく學生の備えるべき教育條件をよく参考にして、學生がそれらの條件を満足させながらしかも本當の専門のために缺くべからざる廣い一般教育の基礎を確保することができるよう、學科課程の立案配置を工夫しなければならないであらう。

第三に大學は學術の中心として將來大學院において學問の研究を進めるための準備をさせる用意がなければならない。大學院に入る學生は學士同等の學歷を持ち、かつ成績のよい人に制限され教授も有能圓熟の人を要し、圖書館研究室その他十分な經濟的用意を要するので、最もよい大學の中の少數のものが大學院を組織できる。大學院の第一の任務は人類の學術に貢獻しその量を増すことである。四年制の大學や職業科の上級の研究とはその目的組織を異にする、たゞ教えることだけを主眼とする教授は大學院の教授とは云えない。大學院の博士號を得るための研究は學術的研究の準備を強調するものであり個人としての研究計畫を基礎として立案される。學科課程には教授による講義、教授の指導の下に一題目に關して各方面からする獨立研究の研究會合、更に一人の學生の個人研究等が含まれなければならない。新制度の大學においては、この様な大學院で研究を続けることを豫想した單位の取り方ができる様になつてゐる事もまた是非必要なのであつて、従來の大學が持つていたこの特長はやはり續いて持たれるのである。

新制度の大學はこうした使命を持つもので、定められた入學資格を持つた者が、その大學の要求する試験に合格して入學してから四年の修業年限の間に定められた單位を取つて卒業する所でその時卒業生は學士の稱號を得る事ができる。

第一表  
現行大学制度・新大学制度比較



第一圖は新舊兩教育制度における大學に至るコースを圖表にして比較したものである。舊制度においては大學の學生の大多數は中學校の五ヶ年高等學校の三ヶ年を修了してから大學に入つたのである。中學校の第四學年修了者も高等學校の入學資格があるにはあつたが、實質的にはその様なコースを通つて課程を短縮し得た大學生の數は全體の三〇%に足りない數であつた。又専門學校を卒業した者にも大學に入學する資格は與えられていたが、このコースによつて大學に入學するものは極めて少數であつて、多くはその學校を卒業すると同時に實業に就いて學校教育を止めてしまつていたのである。

新制度の大學に入學することのできる者は、新制度の高等學校を卒業した者もしくは通常の課程による十二年の學校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相當する學校教育を修了した者を含む）又は監督官廳の定めるところによりこれと同等以上の學力ありと認められた者となつてゐるが、各大學においては各々許された範圍の中（二〇頁参照）でその希望する入學資格を掲げ、また應募者について選抜試験を行うことができる。

四、新制大學への入學

大學への準備という点から見ると下級學校（六・三・三）の再編成には次の二つのよい理由がある。即ち一つは大多數の學生が以前よりも一層高い教育水準に達することができること、二つには一般教育を以前よりも一層長い期間専門教育と共に與えることである。この第一の點は十二ヶ年の學校教育を修了した學生或はこれと同等の學力があると認められた者にはすべて大學の入學資格が與えられること、また同時に新制高等學校の學科課程を改正し擴張することによつて達成されるし、第二の點は新制高等學校によく調和のとれた學科課程を設定して、學生達にあらゆる専門部門の基礎となるような科目について準備を整えさせ、併せて一層多くの一般教育を授けることによつて達成せられるのである。

新制高等學校の學科課程全體の説明は「新制高等學校の學科課程」第一卷附録、「昭和二十二年年度學習指導要領」（昭和二十二年四月文部省發學一五六號發表）に述べられているが、どの専門を選ぶにしても、最少限度として次の高等學校單位數をとらなければならない。（高等學校の學科の一單位は平均一週一時間で三十五週間以上の一學年のものと定められている。従つて後に述べる大學單位とは明らかに異なる。）

- 社會科 一〇、國語 九、數學 五、自然科學 五、體育 九、計 三八 單位

外に外國語の知識を必要とする様な經歷を將來とらうとする様な學生には、かなり實用的な外國語の知識を要する。

但し實業高等學校においては、實業科の數學、應用力學、船舶力學、等を數學の單位數の中に、物理及化學、電氣、機械、工作、材料、機械設計、原動機、電磁事象、電氣機械、電氣應用、發送配電、化學、物理、工業化學、化學機械、紡織、纖維、等の如き關係教科を自然科學の單位數の中に、工業概説、工場經營等を社會の單位數の中に含めて考えなければならぬであらう。

例えば文科系及び理科系への入學要件としては次の様な資格が考えられる。但しこれは推奨すべき一例であつて是でなければならぬといふのではない。

- 社會科 一五、國語 一五、外國語 一〇、數學 一〇、自然科學 一〇、體育 九、選擇 一六、計 八五單位。

是によると社會科と人文科の學科は合計四〇單位、自然科學と數學とが二〇單位となる。この兩方の學科の何れからでも更に多くの科目を選びうる様に一六單位の選擇科目が與えられている。社會科、國語、數學、自然科學及び體育といふ基礎科目三八單位が包含されている限り、大學が必

要とする時には外國語も加えて、單位數の合計が八五となる限り、どの大學でもその入學資格を決定してもよいのである例えば工學部としては入學のために數學の單位を増すことが望ましいであらうし、商學部では自然科学の單位を減すことを考えるであらう。従つて高等學校の側では各大學の入學要件を十分承知して、將來大學に入らうとする生徒に對して如何なる大學を選ぶべきか、高等學校では如何なる單位を取るべきかについて賢明な指導を與えてやれる様になつていくことが必要である。

醫學齒學の大學に進むためには、學生は前記の大學に入學して一般教養基礎學科を二ケ年間修めて必要な單位數を取る必要がある。

新制高等學校ではよく調和のとれた學科課程を設定して生徒達にあらゆる専門部門の基礎となる様な科目の準備をさせるばかりでなく一層多くの一般教養が授けられるわけだが、この學科課程は相當彈力性のあるものだから、大學入學の要件によつて高等學校程度の良い一般教育の要件を甚しく犠牲にすることなしに、いろ／＼異つた生徒達の興味と意向とを満足させることができるであらう。

次に入學の選抜試験については、生徒はその性格(正直・勤勉・主動性等の)、前學校の記録、

身體適應性、工業・教職といふ様な特定の大學教育を受けるための特殊の適性及び各大學が定める筆記試験を基礎として選ばれる。適性検査その他については文部省の委員會で研究が續けられているが、昭和二十二年同二十三年度において高等學校専門學校で行われた試験はその一端を示すものといふことができる。

##### 五、大學の學科課程

大學の設立の目的及び目標は大學毎にそれ／＼異つてゐるものであるからそれを達成するための學科課程がそれ／＼異つて來るのは自然である。併しながら一般に學科課程は廣い一般教養とその大學の目標を最もよく達成できる様な高級の専門科目とが授けられるように編成されていなければならぬ。従つて學部學科或は部等に關する科目及び學科課程の分類組合せは個々の大學がなすべきである。

學科課程の性質はまず第一にいかにしたか、學生の勉學に在學中にも卒業後にもよく役立つかという事から定められなければならない。各學科課程は一般研究から特殊研究へ展開する様に組まれる。即ち卒業する時には職業的の資格が十分に身につけている様に或は大學院における研究に

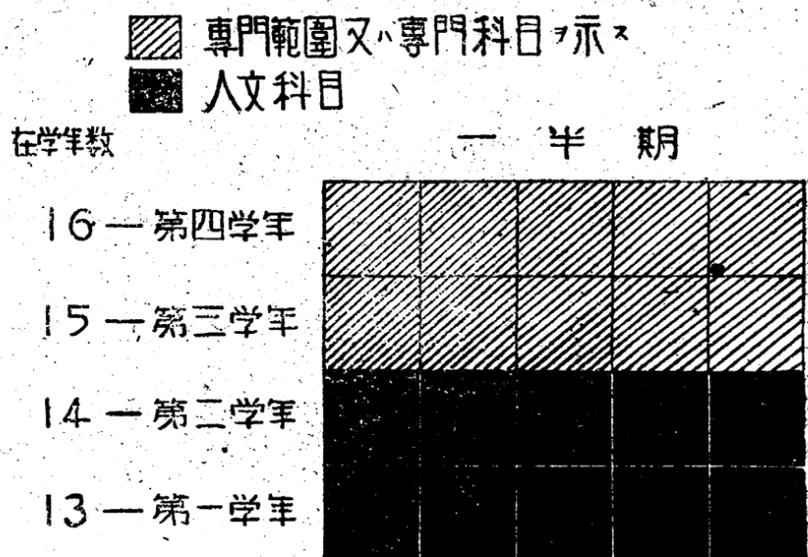
移りうる様に論理的な進展を與える様な編成でなければならぬ。各大學はその授業科目を少くとも三項目の基本的或は一般的教育課程に配列しなければならぬ。即ち社會科學、人文科學及び自然科學がそれである。この三項目のもとに或る科目を分類することはその學科に對する見方即ちその教え方の根本原理に従つてなされるべきことであるけれども一般に教授される學科目を次の例の示すように分類することもできるであらう。

社會科學　政治學、經濟學、社會學  
 人文科學　哲學、文學、語學、歴史、美術  
 自然科學　數學、物理學、化學、地質學、生物學、天文學

この分類法の目的は、學生がその大學課程の期間中に社會科學・人文科學・自然科學という人類思考の三大部門における方法と業績とに關し何等かの知識を獲得するように保證することにあり。それ故に大學の最初の二年間における課業は主としてこの三つの部門の廣い基本的な科目で構成されなければならない。普通第一第二學年の間に三つの部門の中の各々から少くとも二科目を取ることとする。この二年間は學生達にとつて知的興味の發見に又進んだ専門研究の基礎を得るために頗る重要な期間だといはなければならない。そしてこの二年の間は又自分が専門と

しようとする部門の二三の科目を選択する機會ともなるわけである。例えば學生が生物學を専攻しようとする場合には、第一學年の間には化學の様な基礎學の科目と選擇としての生物學の入門的な科目とを修める。第二學年には更に生物學に關する數科目を選擇する。第三第四學年では自己の専攻する分野から過半數の科目を選擇するであらう。第二第三圖は右に略述したような一般教養専門的職業的科目の配列の可能なものを示したもので、第二圖の特長は1 専門科目を徐々に易から難へ發展させる事ができるし、(2)更に圓熟した年齢になつて高等の一般教養科目を身につける事ができる。點にある距離的にも教官の學科分擔の上からも大學の第一學年から第四學年までが特に密接な關係にある様な大學にあつては、この方法の好ましい場合が多いであらう。第三圖の方法をとる場合には(1)職業の選擇の決定を十分に圓熟した年齢まで保留しておくことができるし、(2)専攻範圍及び職業に對して更に深く探究することができる。もし醫學、商學等の特殊な職業部門に入ろうとする場合には、そのプレメディカル、プレデンタル、コースとしては此の第三圖の方法がことに便宜であらう。また舊制の大學が舊制の高等學校を吸収して一般教養の講座を持つ様な場合には、その施設等の點からこの方法を得策とする場合があらう。いずれにしても是等のいずれの方法を採用するかは全く各大學の自由であることはいふまでもない事である。

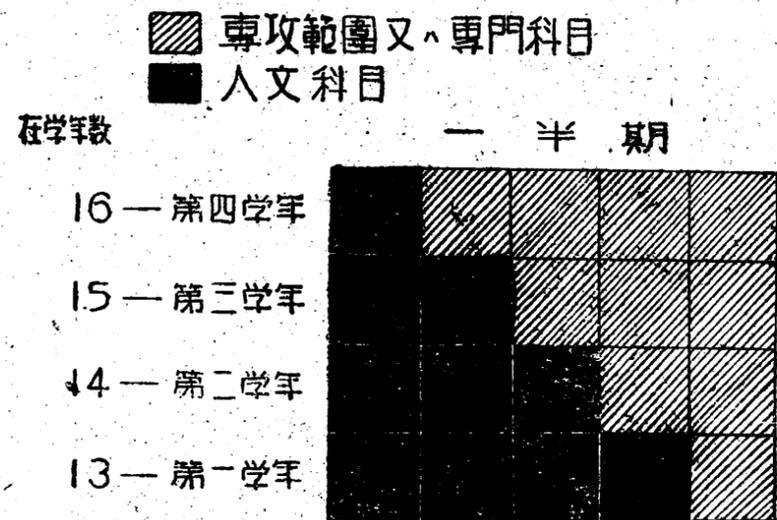
第三表  
 四年間=於ケル学科目一ツヲ示ス  
 専攻範圍或ハ専門科目、組合セ方法ヲ示ス。



各區画ハ三時間科目一ツヲ示ス。

- 主列長所：
- 1 更ニ四熟シテ年令迄職業ノ選択ヲ延期スル事ハ出來ル
  - 2 専攻範圍及ビ職業ニ對シ更ニ深ク探究スル事ハ出來ル。

第二表  
 四年間=於ケル学科目配分ノ一例  
 専攻範圍或ハ専門科目、組合セ方法ヲ示ス。

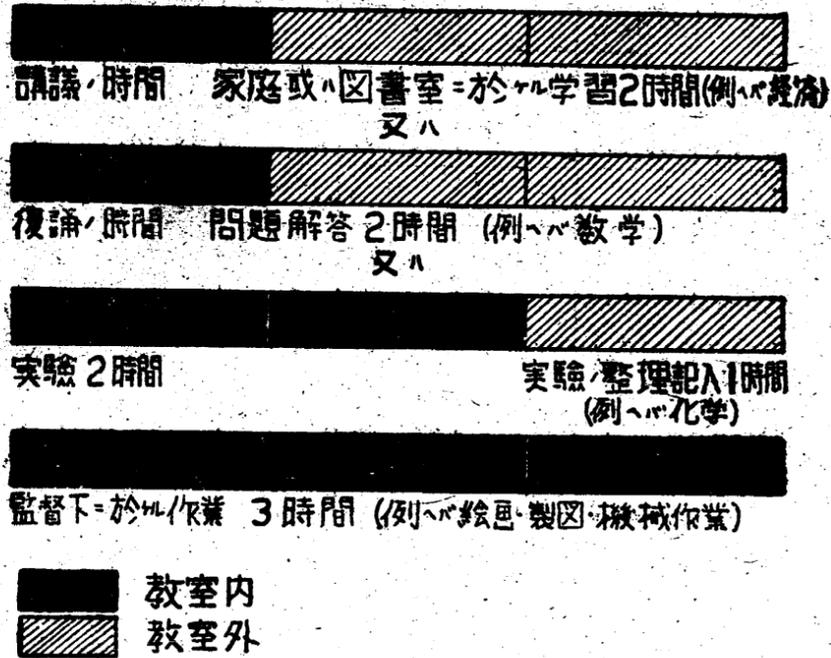


各區画ハ三時間科目一ツヲ示ス。

- 主列長所：
- 1 更ニ四熟シテ年令ニ於テ高等人文科目ヲ履習スル事ハ出來ル
  - 2 専門科目ヲ徐々ニ易カラシ難ニ發展スル事ハ出來ル

### 第四表 學術單位

一学期(二期制)於ナル單位-最少時間  
 間ナル一学期-於ナル特定課目-付-週平均3時間、生徒活動  
 其構成次、通り



#### 新四年制大学、最低基準

卒業=必要ナル單位数  
 各学年=必要ナル單位数  
 各学期(半期)=必要ナル單位数

120  
 305  
 15

大學單位の定義。大學基準協會では、學生の修了する課業は單位數で測定し、その一單位とは、大體一週三時間で一学期の課業を以てすることを規程している。但しこの三時間とは經濟學や數學のようなものでは一時間の教室授業と二時間の準備時間とを以て、化學のようなものでは二時間の實驗と一時間の筆記授業とを以て、美術用器畫機械工場作業等のようなものでは三時間の指導授業を以て三時間と認めるのである。第四圖はこのような單位の定義を示したものである。

大學の學位。新制度の四年制大學の課程を終つて學士の稱號を受けるための四年間の必修單位數は、文科系の大學では一般教養の三つの各部門中から少くも二科目を取つて四〇單位以上、主要科目、關係部門及び後期の選擇科目で八〇單位以上、合計一二〇單位、理科系の大學では同様にして一般教養科目で三六單位以上、主要科目、關係部門及び後期の選擇科目で八四單位以上、合計一二〇單位をとることを要する。即ち各学年三〇單位、各一学期(一年は二学期)一五單位となる。卒業論文に就いては必要な場合には適當な認定單位を定めて此の總單位數の中に含ませることができる。もし大學が學期制(一學年三學期)で運営される場合には一八〇學期單位を以て一二〇半期單位に代えなければならない事は當然である。第五圖では一學生の一学期に對する普通の時間制の一例とその可能な科目數と授業時間とを示したのである。

第五表  
第一学年第一学期、時間割、一例

学科日・授業時間・組合・示ス。

曜日	月	火	水	木	金	土
8~9	國語		國語		國語	
9~10		数学		数学		数学
10~11	英語		英語		英語	
11~12		厂史		厂史		厂史
12~1	←	晝	食	時	間	→
1~2						X
2~3	化学		化学		化学 (備註)	
3~4	化学		化学			
4~5						

単位 15

授業時間 17

教室外学習時間 27 — (空欄、図書室  
或家庭於、  
学習時間示)

六、學校一覽及び助言制度

新しい制度の大學と従來の大學高等專門學校とを比較して見ると前者は遙かに多様性を加えて  
いる。新制度の高等學校の學科課程も舊制度の中學校高等女學校實業學校のそれに比して遙かに  
選擇が自由になつてゐる。又新制度の大學では各自の設立目標によつて入學資格を定める事がで  
きるから甲乙丙の大學及び學部ではそれ／＼その入學資格を異にしているであろう。また入學後  
のそれらの學科課程も各々異つてゐる筈である。従つて何等かの道案内がなければ學生は自分に  
適當した道を進む事ができないにちがひない。

舊制度の各高等專門學校は學校一覽といふものを發行してゐたが、實際には殆ど利用されてい  
なかつた。その一つの理由は従來の大學高等專門學校は、その制度が出来てから既に相當の長い  
年月が経つてゐたために、各々の學校のことについて人々が相當に知識を持つてゐたからである  
う。然し今や學校一覽は再び重要なものとなつて來た。大學に入學しようとするものはどの大學  
が自分の志望に適しているかを知るために、又父兄や教師はその子弟や生徒によい指導と助言を  
與えるために各學校の學校一覽をしらべる必要がある。又入學した者は如何に自分の職業を選擇

するか、それにはいかなる學習を續けて行くべきか、入學した學校の卒業、進級、採點法、學生生活等について十分に知る所がなければならぬ。學校一覽は一般には學生の立場を主眼として書かれたものではあるけれども、たゞそればかりではなく、その學部の教授や高等學校や他の大學や大學院の役員達にも貴重な參考資料を提供するものでなければならぬわけである。勿論、學校一覽はその大學の任務とする重要な目標を反映していなければならぬし、その條項は配列が秩序正しく、發表された事に偽りのない事が大切である。

大學の學校一覽の主題乃至その條項は、各大學の目的に關するものであるが、それと同時に次の各項をも包括する様に考慮されなければならない。

- (一) 理事者教授達の氏名と資格
- (二) 大學の歴史のような一般事情、經濟狀態、校舍狀況、教育目標
- (三) 圖書館、研究室、寄宿舎、講堂、保養施設等を含む設備
- (四) 入學許可の條件、進級及び卒業、學生クラブ及び學生活動、學費、採點法、各學生の學修指導規程のような大學としての諸狀況
- (五) 學部學科に配列されている研究題目並に各科目の講義題目概要、一年單位か半年單位か

の單位期間、認定單位數、その科目をとるための特殊な必要條件、その他の資格等の詳細等である。

助言制度、各大學がその學生達に役立つ一つの重要な提供として助言或は指導制度を確立することは誠に望ましい。その目的は新しく入學した學生が速かにその大學の新しい社會の一員となることができる様にし、その機關のすべての設備を利用できるように援助し、かつ彼等の卒業前の準備と卒業後の計畫とを適宜に考慮して賢明に、その履修科目を選択することを補助することである。

この様な制度は曾つて高等學校や大學において指導教授制又は保證教授制と呼ばれて實施されていたことがあつた。當時の制度には色々の缺陷と弊害とがあつたが、うまく運営されていた所では確かに望ましい結果を示していたのである。即ち學生は入學と同時にその希望する教授に依頼して在學間保證人になつて貰う、教授は父兄や出身學校の先生達と連絡をとつて擔當する學生の性格學業家庭の事情について十分な資料を持ち、その學生の一身上のことについては親切な心おきな相談相手となり、學業進學就職等のことについては豊富な經驗をもつて適切な指導助言者となつたのである。

新しい大學においては、このような指導助言制度は新制度の大學の多様性という點からも、又學生の平均年齢が若くなつてゐるという點の考慮からも、一つの有用な制度として一層有効に改善工夫せられて運営される事が望ましい。勿論是は各大學の創意によりそれぞれの特色ある制度が考えられるのであるが、その最少限のありかたは大凡次の様にいえるであらう。

まず學生は大學に入學すると同時に、その知的關心と職業上の計畫を考慮して少くとも二年間彼の助言者の役目を果してゐる様な教授に割當てられる。この助言者はそういう學生達と絶えず個別的に連絡を保ち、必要な時はいつでも情報と助言とを與えることにする。これを有効にするために教授はその指導下にある學生個々を完全に熟知して、その履歴と下級學校の成績簿とその能力、嗜好、個性、適性等を分析して今までに明らかにされた調査又今後明かにされる様な調査等を十分活用しなければならぬ。助言者はまた學生の今後の教育上就業上の機會について完全な正確な情報を與えてやらなければならない。例えば將來實業方面に進むつもりの新入生は經濟學部又は商業部の學生として、その學部の一教授が指導教授として、學校に關することでも個人的なこともすべて助言を必要とする場合には自由に相談にのれるようにしてやる。學修上には健康、住居、經濟狀態、家庭の情況が大きな影響を及ぼすものだから、助言者はその學生の是等

のことについても十分に知つていて特別な影響が見えた様な時には學生に忠告を與えてやるだけの用意もなければならぬ。第二年度の終りになつたら、助言者はその指導する學生の一人一人に、最後の二年間の一層専門的な學科課程の計畫を立てる援助を與え、時には學生が更に進んだ指導を受けるために、専攻しようとする部門の専門の教授に紹介してやることも必要である。第一二學年の學生の助言者としての役を受持つ教授達は若い人々に對する關心と大學初學年の青年達の直面する様な諸問題についての機轉と同情と經驗とか基礎として注意深く選ばれた人々でなければならぬ。助言者が種々の異つた科目を數多く教授しなければならぬ場合には、その助言者としての仕事に支障が生ずるであらうから、その様な教授の學科擔當は、學生指導の責任を持たない教授達の場合よりも軽減されていなければならない。更に指導について他の一つの望ましい方法として、上級學生で十分その資格があり且つ關心を持つてゐる者を第一學年の男女學生に配屬させる事がある。學生の風習傳統及び學生々活に關する助言は屢々正規の教授の助言者によつて與えられるよりもよい事があるからである。

大學は最高の教育機關として又學術文化の研究機關として重要な使命をもつてゐるのに鑑み、大學のもつ諸要件を明かにし、その機能を十分發揮できるような基準を定め、今後設置される大學は勿論、既設の大學にも適用して大學の振興發展を圖ろうという意圖から、從來の内規的な大學設立基準に検討を加えるために、文部省の協議機關として協議會を設け大學設置の諸要件の基本的な基準について審議することとなつた。これが即ち大學設置基準設定協議會 (University Accreditation Committee) である。この協議會は官私立の學長教授並に本省の關係官を協議員として昭和二十一年の十月に發足し、爾後協議員の部面と數とを増し分科會部會等で研究審議を進め昭和二十二年七月七日に大體の成案を得て之を可決した。

一方大學はそれらの自立性に基いてその内容を改善充實すべきものとの觀點から、新學制による大學が據るべき最低基準も大學の集團が自ら作り相互に鞭撻協力して基準以上の内容を具備する様に努力しなければならないという意見が起つて、全國大學協議會が開催せられ昭和二十二年七月九日に大學基準協會 (University Accrediting Association) が結成せられた。この大學協會は獨立した専門的組織のものであつて、文部省との連關はなく、又文部省に責任もないものである。後に述べる大學設置委員會とはその構成員において多くの人が共通してはいるが全く別箇

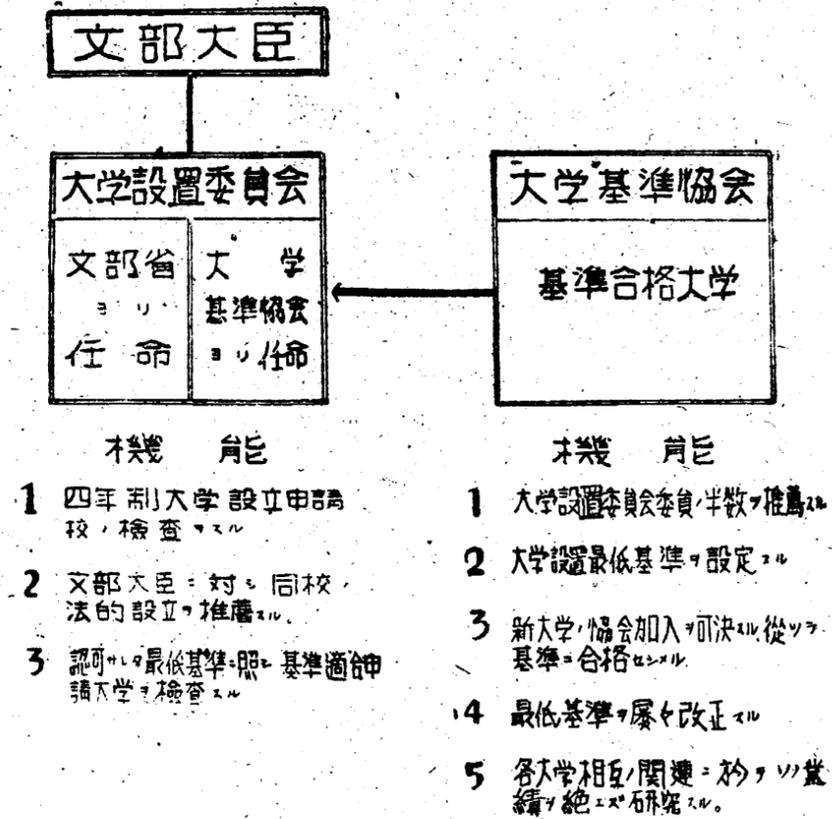
のものである。大學基準は前記の協議會で決定した案をこの大學基準協會で一つの原案として採用し改正補足を試みてゐる。(第六表参照)

#### 八、大學の設置認可と大學設置委員會

この度の學制改正によつて新制四年制大學を編成する場合には文部省の承認を必要とする。従つてすべての現存の大學高等學校專門學校師範學校等が新制四年制大學となるためには文部大臣に申請しなければならない。文部省には大學設置委員會と呼ぶ委員會ができていて、申請した學校が大學となるに適當か否かを審査しその可否を文部大臣に答申する。文部大臣はその答申に基づいて、その大學の設置を認可し、四年制大學程度の教育を施して學士號を授與すべき法律上の權利を與へることになるのである。

この大學設置委員會は學校教育法第六十條に基づいた官制による委員會で、文部大臣の諮問に應じて答申をする機關である。その委員は四十五名でその中二十二名は前記の大學基準協會がその會員中から推薦することになつてゐる。この委員會では大學の設置認可に關する一般方策を決定するが、認可の基準としては最も有力なる原案として大學基準協會の定めた案を採用すること

第六表  
大学設置委員会・大学基準協会・関係



になるであろう。設置認可を學校が申請した時には、この委員會から更に委任された小委員會がその學校について、その學校が適當の期限内にすべての四年制大學が適合しなければならぬ最低基準に合致すべき限度を調査することになっている。その小委員會の報告に基づいて設置委員會が、その學校は大學として適當だと答申した場合には、文部大臣はその設置を認可するのである。  
(第六表参照)

この様な設置認可は十分に相當な理由のある場合でなければ文部省は之を取り消すことはできない。この様な大學の設置認可は然しながらそれを與えた大學の素質の保證ともならぬし、又その大學の物質的設備の保證ともならない。それは單に大學に存在の權利とすぐれた大學となるべき素質の基準に合致する機會を與えるものに過ぎない。

## 九、大學の基準適用による資格判定

新制四年制大學は、青年の高等教育に關與するものであるから、單に法律上存在の權利を與えられることのみを以て満足してはならない。又學問及び教育の最高基準に到達しないうちは十分とも考へてはならない。若い人々の精神を形成し社會の最もすぐれた理想を受けついで後世に傳ふるに當つて、大學がその若い人々や社會に對して持つ責任は、絶えずその大學の自己改善と進歩とに對する刺戟となるであろう。大學の學生が、職業科大學院及び海外の大學を包含する他の大學に轉學することを許されるためには、即ちその大學の學問的認識を日本及び諸外國の最もすぐれた人々を入れるに値する程價値づけるためには、その大學が學問知識の一定の基準に合致し得ればそれを上まわるものでなければならぬことは異議の餘地がないことである。この基準に合致することは基準認可に示されている。教育の民主主義の理想は、大學そのものがその學校行政のすべての面——即ち事務關係、學科課程、學生指導、教授の訓練、體育施設その他大學の目標が標榜されているすべての方法——に關する基準を立てることを必要とする。この理由によつて、大學基準協會は大學の代表者の委員によつて編成されており、かつ大學設立基準設定協議會

によつて作成された最低基準を採用しその改訂を行っている。この協會は有志の組合であるが、その會員たる各大學間でも、この基準に到達することを努め、また入會を望む新しい大學に關しても同様の要求をするであろう。

すべての新しく設置認可を受けた大學は、希望する場合には、數年間にわたる一期間臨時の會員となることを許される。その期間の終りになつて協會の委員の調査をうけ、その臨時會員となつていた期間中にその大學がどの程度まで最低基準に到達したかという限度を判定される。そしてその大學が基準に合えば協會の正規の會員となることを可決される。しかしながら、この團體はその最低基準と大學行政の方法を改善するために絶えずその研究を續けて行くのである。従つてたとえ正規の會員となることを許されても、大學が正規の資格ある會員となつてゐるためには、絶えずその施設の質を改善して行かなければならない。

この様な基準適用による資格判定には基準は餘りに嚴格に適用することなく新しい大學が出来るだけその設置される目的に合致しようとしてゐるか、どうか——従つてそれが適當との資格判定を得られるかどうかを——判斷する尺度として役立てる様にありたい。正規の會員として承認されることはその大學のすぐれてゐるしるしである。それはすべてこの正規の會員となつた大

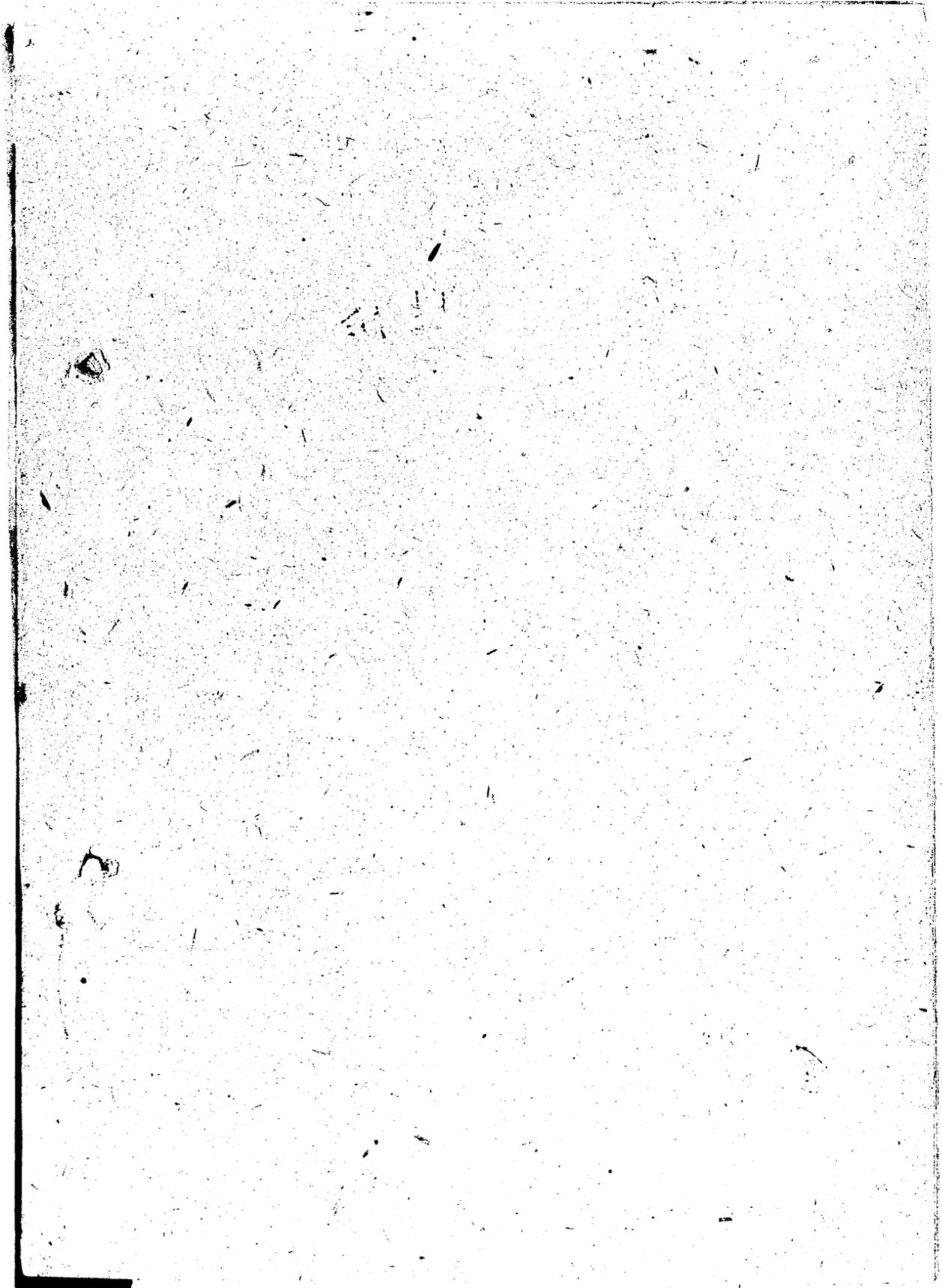
三二  
學が相互の信用を顔面通りに承認することを意味する。即ち、それらの大學の卒業前の稱號は職業科でも大學院でも試験なしで、これを承認するものであることを意味する。更にまたこのことは、すべての會員たる大學は、日本全國の高等教育の標準を高めるといふ重要な任務のために、設備を共同にし資財を合併することに協力参加することを意味する。

### 七、結 語

高等教育の再編成の過程を略述するについて、この冊子は方法よりもむしろ原則を強調した。これらの原則を實行に移す明確な方法と手段とは、半ばは大學設置委員會と大學基準協會によつて整えられるであらう。けれども大部分は新制四年制大學となることを企圖している高等諸學校の理事者と教授達の能力と誠實さとに依存するものである。かういふ再編成の原理の根本的の目的は、高等教育の機會を擴大し、各種の分野に於て新日本の指導者となるべき青年達にできるだけよい教育を授けることにある。彼等の手にこそ國の將來はゆだねられている。この理由によつて新制四年制大學の理事者及び教授達は、困難ではあるが重要な仕事を引きうけているのである。この仕事は單に四ヶ年の教育と現在の科目の並べ直しをすることのみで、或は外見上の従順らし

い身振りをすることのみで成しとけられるものではない。否、むしろ再編成を首尾よく遂行するには、青年の高等教育を擔當する各自が持たねばならぬ所の、民主的・自由主義の教育に對する信念と、困難なる仕事と、絶えざる自己犠牲と、教授内容の素質を改善する爲の絶えざる努力とによつて、始めて新制四年制大學が、この計畫案として提供したものを實現することが出来るといふ信頼の念によつてなされるものである。

**VI - 6**



**VI = 6**